南砺市告示第　号

　南砺市鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

　　令和　年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南砺市長　田　中　幹　夫

　　　南砺市鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成１６年南砺市規則第３６号。以下「規則」という。）第２０条の規定に基づき、南砺市鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）有害鳥獣　農作物等に被害を与えるイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルその他野生動物をいう。

（２）対象農地　農作物等を栽培し、又は栽培する計画があり、かつ、有害鳥獣による被害が生じている、又はそのおそれがある市内の農地をいう。

（３）地区　市内に住所を有する複数人で構成し、及び自発性及び主体性を持った団体、集落等をいう。

（４）鋼製侵入防止柵等　侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット及びトタン柵）及び防草シート（通電型を含む。）をいう。

（補助金の交付）

第３条　市長は、有害鳥獣による農作物被害等を防止するため、鋼製侵入防止柵等の設置に係る経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

　（補助対象地区）

第４条　補助金の交付の対象となる地区（以下「補助対象地区」という。）は、対象農地において農作物等を栽培する地区で、かつ、南砺市鳥獣被害防止計画に基づき、茂み及び竹林の刈払い並びに放任果樹の除去等の生息環境管理、有害鳥獣捕獲対策及び侵入防止対策（以下「有害鳥獣対策」という。）に総合的に取組んでいる、又は取組む予定のあるものとする。

　（補助対象事業、補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

　（補助の制限）

第６条　補助金又は他の補助金の交付を受けて設置した鋼製侵入防止柵等を更新する場合及び他の補助金を受けて設置した電気柵を侵入防止柵に置き換える場合は、当該鋼製侵入防止柵及び電気柵を設置した日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を経過する日までの間、補助金の交付は行わないものとする。

　（１）侵入防止柵　１４年

（２）電気柵及び防草シート　８年

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象地区の代表者（以下「申請者」という。）は、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）補助対象経費の内訳が明記されている見積書の写し

（２）設備の規格等が分かるもの

（３）設置位置図

（４）有害鳥獣対策に係る事業計画書（別紙１）

（５）対象農地及び耕作者の一覧（別紙２）

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（変更申請等）

第９条　前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費総額の２０パーセントを超える増減があるとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（実績報告）

第１０条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して３０日以内又は交付決定の日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）補助対象事業を実施したことが分かる写真

（２）領収書等、支払額が確認できる書類の写し

（３）有害鳥獣対策に係る事業報告書（別紙）

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金確定通知書(様式第５号)により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　補助金の請求は、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金請求書（様式第６号）による。

（年度報告）

第１３条　交付決定者は、補助事業の完了から３年が経過するまでの間、毎年度３月３１日までに鋼製侵入防止柵等設置支援事業実施報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）侵入防止柵等の設置状況が分かる写真

（２）有害鳥獣対策に係る事業報告書（別紙）

（３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

　（補助金の返還）

第１４条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときその他規則第１６条に該当するときは、当該者に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

２　前項の規定による補助金の返還の命令は、鋼製侵入防止柵等設置支援事業補助金返還命令書（様式第８号）による。

　（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

　（この告示の失効）

２　この告示は、令和５年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付決定した地区に対するこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 | 耐用年数 |
| 侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵及びトタン柵）の設置 | 設置に係る資材購入費（維持管理、修繕等に係る経費は除く。） | 補助対象経費の１／２以内とし、５００，０００円を限度とする。 | １４年 |
| 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵及びトタン柵）下部の（通電型）防草シートの設置 | 補助対象経費の１／２以内とし、１００，０００円を限度とする。 | ８年 |

備考

１　積雪等への対応を考慮した侵入防止柵及び防草シートを選択すること。

２　有害鳥獣による掘り起こしを防止するための補強等対策を講ずること。

３　草刈、補修等維持管理を考慮した侵入防止柵及び防草シートであること。

４　侵入防止柵の目合いは１０ｃｍ以下の辺を有する方形とし、設置時には１マス以上重ねる等、強度を確保すること。

５　侵入防止柵及び防草シートの更新は、耐用年数経過後を原則とするが、市長が認める場合はこの限りでない。